



114  
A 1987

山形平地及び  
渡貸下等ノ類  
分内務省

内務省

ノ  
カ  
如  
内

一  
地  
出

の  
深  
手  
取  
酒  
の



114  
A 1987

土地、季分

一 土地、内官に属スル地、内務省、特権

租税ノ季分

一 租税ノ賦課に属スル地、大蔵省ノ

特権トス、然レモ、特権ヲ起スカ、如キ内

務省に属スベシ

官地、需分

一 山林平地及、右ニ属スル地、林業、土石賣

渡貸下等、類官地ニ属スル一切ノ需

分、内務省、特権トス

内務省

大正十一年四月

4031

但山林混  
管前スル

土地  
租税ノ季分

天正十一年四月

4031

地ノ考分

税ノ考分

大課ニ関スル考分

大務者特権

起スルカ如キ内

考分

地ノ考分

地及ヒ右ニ属スル

類官地ニ属スル一切ノ考

省ノ特権トス

内務省

地ノ考分  
大課ニ関スル考分  
大務者特権  
起スルカ如キ内  
考分  
地ノ考分  
地及ヒ右ニ属スル  
類官地ニ属スル一切ノ考  
省ノ特権トス

但山林沮澤ノ葦草等係年  
莫新スル考分大蔵者身要分トス

民地ノ区分

一 山林土地ヲ論セス民地一切ノ区分内

務者、特権ト虽

然テ拒

額増減、如キハ大

蔵者、

一 民地ヲ買上官地

ノ区分ハ内務省ニテ之ヲ定メ、税額ハ

方ノ儀ハ大蔵省ニテ之ヲ定ムル

地券

一 地券ノ授

以テ内務省ニテ之ヲ定ムル

（以下は赤い文字で書かれた注釈）

一 地券ノ代價ハ租税賦課ノ件ニ関ス

ルヲ以テ大蔵省ニテ換出スルモノトス

一 故地券ノ区分代價ヲ戻セサルモノハ内務省

於テ之ヲ需分シ、双方ニ関係スルモノハ内

務省ニテ之ヲ需分シ、大蔵省ニ照會

施行スヘキ者トス

土地変更

一 潰地ノ人

ハ凡ソ皆土地所有ノ権ニ関スルモノトシ、

ミテ需分スルモノトス

内務省

民地ノ区分

一 山林土地ヲ論セス民地一切ノ需公内

務者、特権ト虽

額増減、如キハ大

然テ租税ノ増減ニ異スルヲ以テ大  
蔵省ノ区分トス

一 民地ヲ買上官地

ノ處分ハ内務省ニテ之ヲ定メ租額引

方ノ儀ハ大蔵省ニテ之ヲ為スレ

地券

一 地券ノ授受ハ土地所有ニ関スルヲ

以テ内務省ニテ需公スル者トス

以テ内務省ニテ

一 地券ノ代價ハ租税賦課ノ件ニ関ス

ルヲ以テ大蔵省ニテ換受スルモノトス

一 故地券ノ処分代價ニ関セサルモノハ内務省

於テ之レヲ需公シ双方ニ関係スルモノハ内

務省之レヲ、大蔵省ニ照會

施行スヘキ者トス

土地変更

一 潰地ハ人為ニ出テ亡所ニテ造ナルトイ

ヘ凡皆土地所有ノ権ニ関スルヲ以テ内務省

ニテ需公スルモノトス

以テ内務省ニテ

内務省

民地ノ区分

一山林土地ヲ論セス民地一切ノ需公内

田畑凡青等税

物者テ之ヲ需公スレ

ナスコアラハ有賞上

ノ需公内務省ニテ之ヲ米之税額

方ノ儀大藏省ニテ之ヲ為スレ

地券

一 地券ノ授受ハ土地所有ニ権ニ関スルヲ

以テ内務省ニテ需公スル者トス

大

山林土地ノ需公内務省ニテ之ヲ米之税額

方ノ儀大藏省ニテ之ヲ為スレ

ノ需公内務省ニテ之ヲ米之税額

方ノ儀大藏省ニテ之ヲ為スレ

一 地券ノ代價ハ租税賦課ノ件ニ関ス

ルヲ以テ大藏省ニテ換受スルモノトス

一 故地券ノ処分代價ニ関セサルモノハ内務省

於テ之ヲ需公シ双方ニ関係スルモノハ内

務省ニテ之ヲ需公シ大藏省ニ照會

施行スヘキ者トス

土地変更

一 潰地ノ人為ニ出テ亡所ニテ造ニナルトイ

ヘ凡皆土地所有ノ権ニ関スルヲ以テ内務省

ニテ需公スルモノトス

内務省

此条ハ不問

此条ハ不問

地ノ各分

地ヲ命セス民地一切ノ需公内

田畑凡香等税

物者ニテ之ヲ各分スレ

ナスコアラハ右費上

内務省ニテ之ヲ米ニ税額引

大藏省ニテ之ヲ為スレ

地券

又受<sup>ノ</sup>土地所有之權ニ関スルヲ

省ニテ需公スル者トス

代價ハ租税賦課ノ件ニ関ス

悉者ニテ換変スルモノトス

処分代價ニ関セサルモノハ内務省

需公シテ双方関係スルモノハ内

務省ニテ大藏省ニ照會

キ者トス

地ニ変更

人爲ニ出テ亡所ニテ造ニナルトイ

地所有ノ權ニ関スルヲ以テ内務省

スルモノトス

内務省

此条不問也

此条不問也

一 荒地の天造ト人爲トニ種アリト虫貢ハ  
租ノ増減ノミニレテ土地の取引ニ権ニ関セ  
サルヲ以テ大藏者ニテ事公スル者トス。